

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 後付けしたカーナビの減価償却

**Q** : 当社は1年程前に、法定耐用年数6年（見積耐用年数4年）の中古車を購入しました。最近、その中古車に25万円のカーナビを取り付けたのですが、このカーナビの耐用年数は何年になりますか。

**A** : 中古車の見積耐用年数の4年を適用することになります。

#### 【解説】

営業マンにとって自動車は便利な反面、道に迷ったり渋滞に巻き込まれたりと苦勞も多いようです。このため、最近は営業車にもカーナビを装備しているものが増えているようです。

ところで、カーナビは自動車に搭載されて初めて機能を発揮するものであり、自動車用ラジオやクーラー等と同様に基本的には自動車に常時搭載される形で使用されるものです。そのため、自動車と一括してその自動車の耐用年数を適用することになります。

また、中古車に搭載されたカーナビの取得価額25万円は、税務上、中古車に対する資本的支出となりますので、資本的支出は、その資産本体と切り離して別個の資産の耐用年数を適用するのではなく、本体の耐用年数によるべきこととされています。

ご質問の場合、本体の中古車の見積耐用年数を4年としていますから、これに搭載されたカーナビの耐用年数も4年になります。

